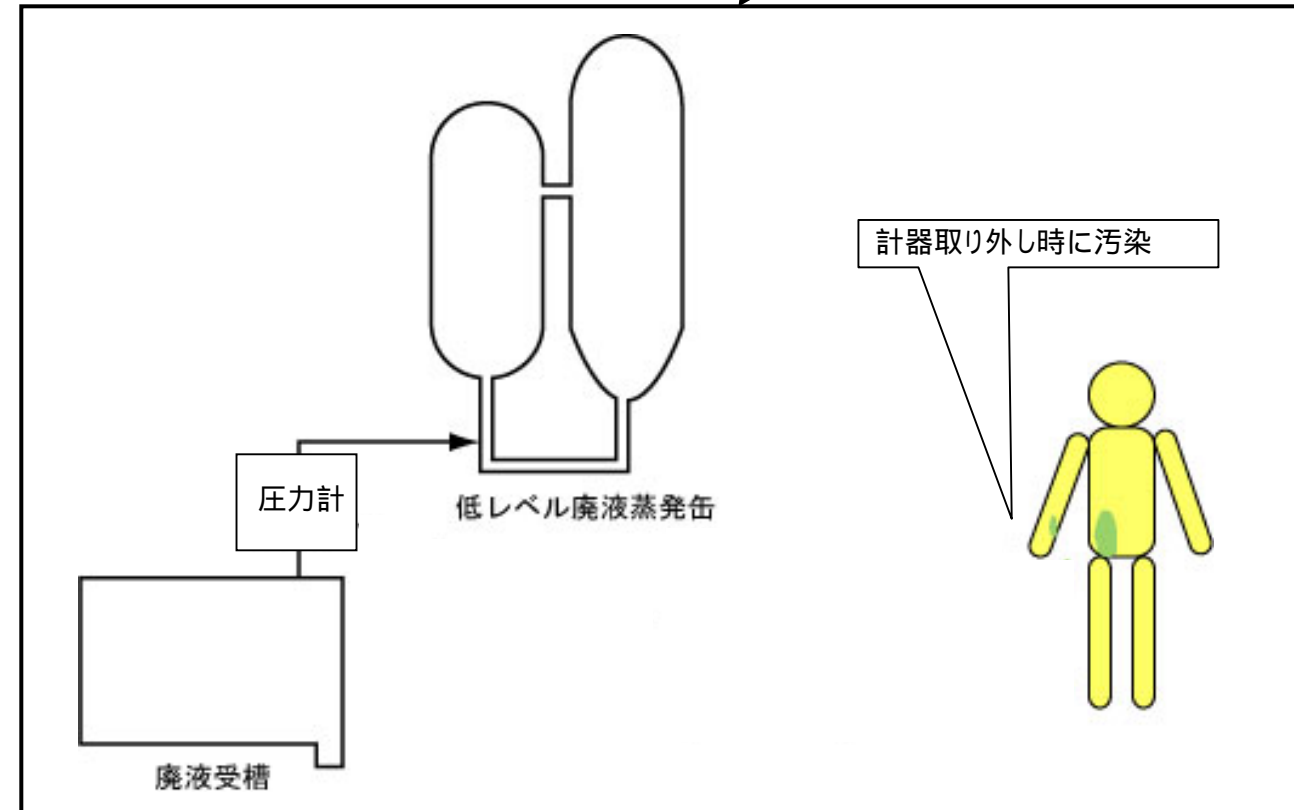
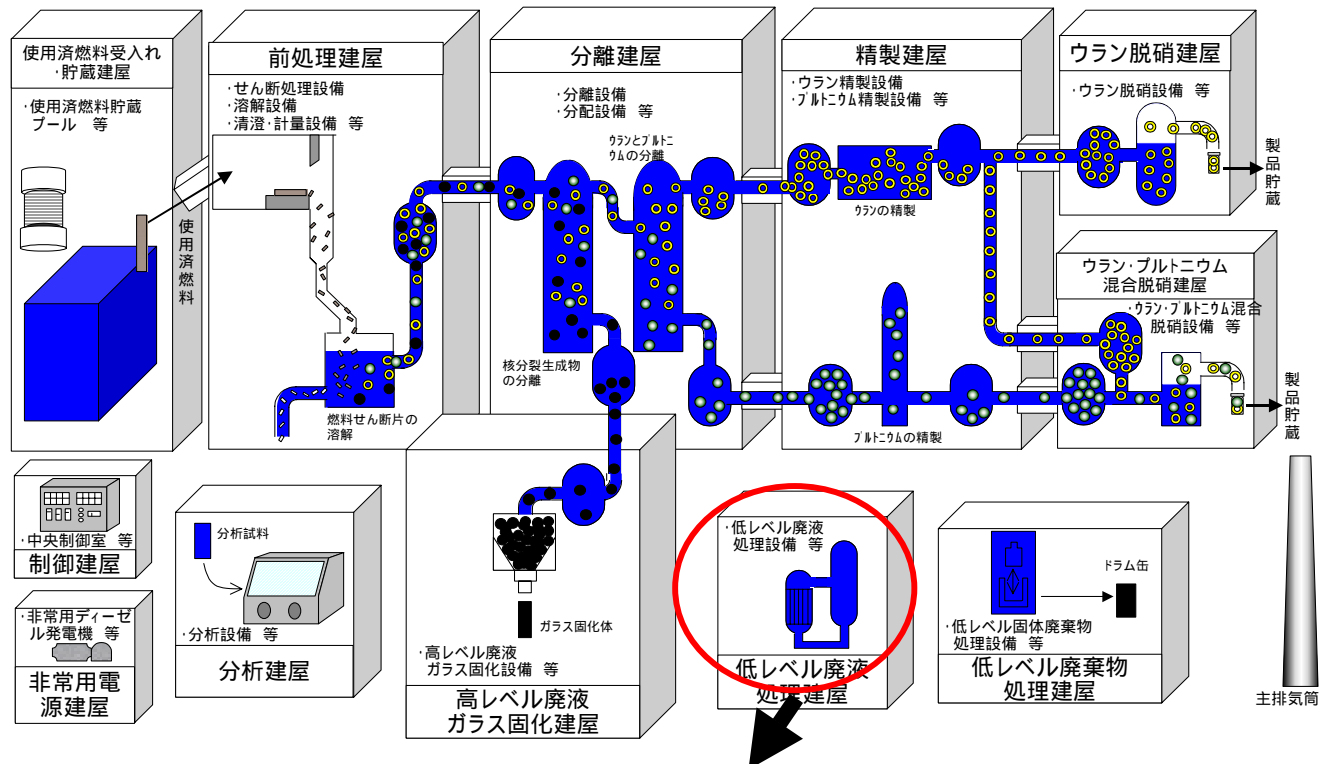


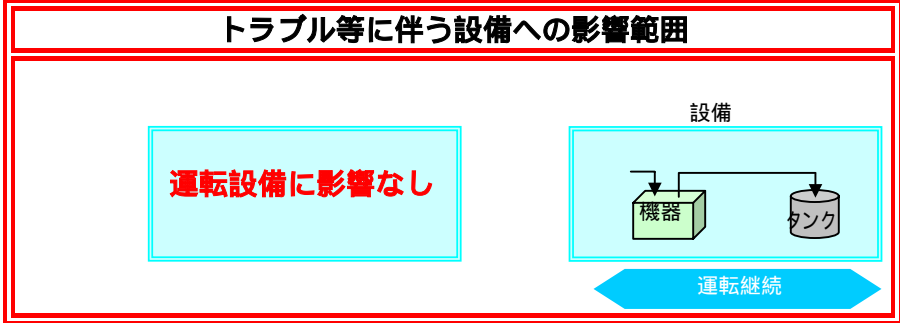
再処理工場が発生が予想されるトラブル等とその対応 (No.6 - 10)

件名	測定計器点検作業時における汚染												
事象の概要 (1) 発生場所: 機器 (2) 設備の概要 (3) 発生の状況 (4) 概要 (5) 原因	低レベル廃液処理建屋: 圧力計廻り 液体を移送する配管に設置している圧力計。故障時には当該圧力計を隔離し、交換できる設計としている。 圧力計点検中 低レベル廃液蒸発缶への給液系の圧力計を点検のため取り外した時に、作業員の靴底、衣服及び身体表面の汚染が発生(作業エリア外のサーベイメータ等で数 Bq/cm ² の汚染を検出し、身体汚染については手洗いで汚染を除去) * 他の建屋も含め同種の作業においても、同様な汚染の発生が予想される。 作業エリア退出時の汚染確認不足、身体汚染を防止する被服が破れた等の作業ミス												
事象による影響 (1) 工場外への影響 (2) 安全性への影響 (3) 作業員への影響 (4) 他工程への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する低レベル廃液処理建屋換気設備が稼働している室内での事象及びそれに伴う点検作業であり、また、サーベイメータ等で汚染検出時には除染を行うので、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。 安全上の問題は生じない。 作業員の汚染及び作業区域の汚染であり、サーベイメータ等で汚染を検知し、定められた手順で除染を行うため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。 作業員への影響は生じない。 作業員(半面マスク着用)については異常被ばくのないこと、身体汚染のないことを確認する。万一身体汚染等が認められた場合は、直ちに汚染を除去することによって作業員への安全を確保するため、作業員への影響は生じない。 他工程への影響は生じない。 汚染の除去を行うのに時間を要する場合は、当該作業が影響を受けるが、他工程への影響は生じない。												
対応の概要	(1) 汚染の除去を行うとともに、放射性物質の体内への取り込みがないことを確認する。 (2) 作業員の移動経路等の汚染の有無を確認する。 (3) 汚染があれば、定められた手順に従い、汚染した区域の除染を行う。 (4) 除染後、再度放射能測定を行い汚染の除去を確認して点検作業を再開する。												
公表区分*1	翌平日に公表(ホームページへ掲載)												
情報区分*1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A情報</td> <td>B情報</td> <td>C情報</td> <td>ごく軽度な機器故障</td> <td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td> <td>不適合等</td> </tr> </tbody> </table>	トラブル情報			運転情報			A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報										
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等								

事象概要



復旧方法
 当該作業員の被ばく評価を行うとともに、必要に応じて医療措置及び身体並びに作業区域を除染



*1 'A情報':安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、'B情報':事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、'C情報':A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象